

大学教育の質保証は進展しているか —中央教育審議会の三つの答申を手がかりに—

高 祖 敏 明

学校法人上智学院理事長

【目次】

はじめに

- I. 大学教育の質保証は誰が行うのか
 1. 施策としての質保証システムの整備—「将来像答申」
 2. 大学の責任と国の支援による改善方策—「学士課程答申」
 3. 総がかりで三重の好循環の確立を—「質的転換答申」
- II. 大学教育の保証すべき質と保証する仕組み
 1. 質保証とは外圧なのか？
 2. 質保証はどういう仕組みで行うのか？
 3. 保証すべき大学教育の質とは何？

むすび

【キーワード】

大学教育の質保証、三つの方針、分野別質保証、教育課程、参照基準

はじめに

日本の大学教育の質保証は、実のところ進展しているのだろうか。

2005年1月、「高等教育の危機は社会の危機」と切り出し、2015年～2020年頃までに想定される大きな社会的変容を見据えて、そこでの高等教育の在り方や役割を提示したのは、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（以下、「将来像答申」と表記）であった。そして、その「危機」の中心的課題のひとつが「高

等教育の質の保証」であった。

ここでの「社会的変容」とは、世界が「知識基盤社会」の時代を迎えて、「国際競争が激化し、国の高等教育システムや高等教育政策そのものの総合力が問われる時代」となっていること、「18歳人口が減少して約120万人規模で推移する一方、大学や学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃されたこと」などを指していた。しかも、その前年の2004年から、「国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、学校法人制度の改善のための私立学校法改正など大学の組織運営改革のための制度改革」が一斉に行なわれ、同時に、第三者評価制度が導入されて、各大学の自己点検・評価に基づく認証評価制度も開始されていた。そうした変化を背景に、「高等教育の質保証」は、「学習者の保護や国際的通用性の保持のため」であり、「事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保」によって果たされるものと位置づけられたのであった。

だが、以来10余年を経て、日本の大学教育の質保証は本当に進展したのだろうか。

確かに、「将来像答申」以降の、大学に関わる中教審答申は、「学士課程教育の構築に向けて」（2008年12月。以下、「学士課程答申」と表記）にしても、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」（2012年8月。以下、「質的転換答申」と表記）にしても、その表題から推測できるように、大学教育の質保証をどう担保し、いかにその向上を図るかが中心的課題であった。じっさい、大学の「学士課程教育の構築が、我が国の将来にとって喫緊の課題」（「学士課程答

申])と明言し、「学士課程教育の質的転換が『待ったなし』の課題であり、若者や学生、地域社会や産業界を含め、社会全体にとって極めて切実な問題である」(「質的転換答申」と、事柄の必要性和緊急性が訴えられた。

しかし、これらは読みようによっては、期待した改革へと思うようには捗らない現状への憤懣や苛立ちが含まれているようにも受け取れる。現に「学士課程答申」は、改革が一定の進歩を見せたことを評価しつつも、「現実には大学の危機意識の低さや教員の意識改革の遅れ等の問題点が指摘されて」と、問題状況を隠してはいないし、「質的転換答申」は、「大学関係者等」に向けてそうした切実な状況を「改めて認識する必要がある」と直言している。

そこで本稿では、「将来像答申」以降の中教審答申を中心に、今日までの大学教育の質保証の議論の展開を追ってみたい。これらを通覧してみると、興味深い展開や直面しているさまざまな課題に気づくからである。以下では、そうした展開や課題のうち、①質保証は誰が行うのか、②何を基準とした質であり保証なのか、に絞って私見を述べてみる。

I. 大学教育の質保証は誰が行うのか

1. 施策としての質保証システムの整備—「将来像答申」

「将来像答申」は「保証されるべき『高等教育の質』」を説明して次のように言う。「教育課程の内容・水準、学生の質、教員の質、研究者の質、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式等の総体を指すものと考えられる。したがって、高等教育の質の保証は、行政機関による設置審査や認証評価機関による評価…(中略)…のみならず、カリキュラムの策定、入学者選抜、教員や研究者の養成・処遇、各種の公的支援、教育・研究活動や組織・財務運営の状況に関する情報開示等のすべての活動を通して実現されるべきものである」と。

しかし、答申全体を通読してみると、ここでは高等教育の質保証を、基本的には国による「質保証のシステムの整備」という面から論じている。それは、この

答申が2015年～2020年頃までに想定されるわが国の高等教育の将来像(グランドデザイン)と、その内容の実現に向けて取り組むべき施策を示すというスタンスを取っているのが、当然といえば当然のことかもしれない。

だが、大学教育の質の保証や向上は、国の施策がその基本的な枠組みを示したり監督機能を発動させたりして外的質保証に励み、いかに重要な役回りを果たすにしても、やはり、まずは内的質保証、つまり大学自体の自覚と、それに応じた適切で効果的なシステムづくりなどの自主的努力なしには達成できるものではない。その上、この種の課題に対応するためには、大学関連団体(大学コミュニティ)の協働も期待されるところである。本稿で「大学教育の質保証は誰が行うのか」と問うのは、そうした素朴な疑問からである。

もちろん「将来像答申」も、さきに引用した説明文にあるように、大学自身のそうした改革努力を期待したり要請していないわけではない。たとえば、次のような施策提言である。大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の「各機関ごとのアドミッション・ポリシー(入学者選抜の改善)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の改善)、ディプロマ・ポリシー(「出口管理」の強化)の明確化を支援する必要がある」。ここでの「支援」が、これら三つのポリシーの明確化を各機関が進めることを前提にしていることは、言うまでもない。

ところが、この文言の前段には、「大学・短期大学への進学率が約50%に達し、高等専門学校や専門学校を加えた進学率が約75%に達している状況を踏まえ、各高等教育機関の個性・特色の明確化を通じた機能別分化を促進すべきである」とある。この「機能別分化を促進」する主体が国なのか、大学が選び取って促進するのか、あるいはその両者の協働を得て促進するのかが必ずしも明瞭でないが、この提言が「早急に取り組むべき重点施策(「12の提言」)のひとつを構成しており、入学者選抜や教育課程の改善、「出口管理」の強化が、「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策」という項目のもとで掲げられていることを考え合わせれば、いずれに強調点

が置かれているかは明らかであろう。

しかも、さきの三つのポリシーは大学教育の質保証と密接に関わっているはずなのに、「高等教育の質保証についての関連施策」の中では扱われていない。高等教育の質保証に関わる施策としては、「事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証に関し、大学等の設置認可や認証評価等における審査の内容や視点の明確化を図る必要がある」とされ、次のような「審査の内容や視点」が例示されている。学位授与機関たる大学にふさわしい教員組織、学問分野に応じた十分な学問的経歴等を有する教員（研究者教員）の配置、「専任教員」の教育・研究や管理運営上の責任、「実務家教員」の実績評価方法、教養教育の実施方針の明示、設置後の学校法人の経営状況など、である。つまりここでは、学位授与機関としての大学を審査し、評価する機関別評価が念頭に置かれていたのである。

このように「将来像答申」の段階では、「国は、将来にわたって高等教育に責任を負うべきである」との理解のもと、大学教育の質保証の問題は主として国の施策という文脈で論じられていた。そのため答申として示された提言も、よって立つ考え方の枠組みとしては、事前評価（大学の設置認可と設置審査）と事後評価（国が認可した第三者機関による認証評価）とを協調させた公的な質保証システムの整備に重点を置いていたと読み取れる。

「将来像答申」が「各大学は、『機能別分化』を念頭に、他大学とは異なる個性・特色の明確化を目指すこと」とか、「教育・研究水準の維持向上を図るため…各高等教育機関が積極的に教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、結果を公表するとともに、その改善と充実に向けて不断の努力を行うことがまずもって大切である」と述べていることは事実である。しかし、ここでの個性や特色の明確化や自己点検・評価も、「認証評価制度の導入と充実」という枠のなかで論じられているのも、また事実である。

こうして、大学教育の質保証を担うのは主に国であり、そのために公的な質保証システムの整備が必要であると説くのが「将来像答申」の基本的スタンスで

あった。

2. 大学の責任と国の支援による改善方策—「学士課程答申」

「将来像答申」の約4年後に出された「学士課程答申」は、そうした基本的スタンスに対して軌道修正を図っているように見える。それは、答申を貫く問題意識、答申の章構成、それに改善方策を提示する形式からよく読み取れる。

まず本答申は、冒頭、「学士課程教育の構築が、我が国の将来にとって喫緊の課題である」と言い、その理由を4点示す。1) 学士課程教育は、グローバルな知識基盤社会、学習社会において、未来社会を支え導く「21世紀型市民」の育成という公共的な使命を果たす必要があること。2) 高等教育のグローバル化が進む中、「何を教えるか」より「何ができるようになるか」の学習成果を重視する国際的な流れを汲んで、我が国の学士の水準の維持・向上のため、教育の中身の充実を図る必要があること。3) 少子化が進む中、学士課程の入り口では、大学全入時代を迎えて教育の質を保証するシステムの再構築が迫られる一方、出口では、職業人としての基礎能力の育成、創造的な人材の育成が強く要請されていること。4) 教育の質の維持・向上を図る観点から、大学間の協同が必要であること。

ここからも、「喫緊の課題」の中心が大学教育の質の保証であり、その維持・向上であることが読み取れるが、興味深いのは、本答申に付された「答申の概要」の要点整理である。「概要」が「主な内容」として示すのは、(1) 学位授与の方針について、(2) 教育課程編成・実施の方針について、(3) 入学者受け入れの方針について、(4) その他、の4項目で、答申の「主な内容」は、これら三つの方針（「将来像答申」ではカタカナ表記であった）の確立に要約されると、答申自体が理解しているわけである。

なお、本文でもこの概要でも、学士課程教育の構築は「学位授与の方針」という出口管理から説き起こされ、この方針を達成するための「教育課程編成・実施の方針」、次に、こうした教育課程をこなすことで

きる学生を入学させる「入学者受入れの方針」（入り口管理）という具合に、これら三つの方針が密接に連動するものと捉えられている。加えて「その他」の内容も、FDやSDの活性化、「教員業績評価での教育面の重視」など、連動する三つの方針が効果的に実行されるための各種方策をまとめている。

結局、大学教育の質の保証とその維持・向上を実現するためには、各大学の三つの方針を連動させた出口管理と入り口管理による実質的な質の保証が不可欠で、むしろ各大学こそが学士課程教育の再構築の土台を担うと理解されているのである。ただし、「何ができるようにするか」の中身を示す参考指針として、国が「学士力」を例示した点も重要である。

次に本答申の構成から注目されるのは、「将来像答申」とは異なり、公的な質保証の仕組みに関わる言及が全5章のうち、第4章という後段に置かれている点である。しかもここでは、公的な質保証の仕組みとしては「設置認可・届出制度」、「第三者評価」が、また、大学側の自主的なそれとしては「自己点検・評価」、「情報公開」、「大学間の連携、開かれた協同のネットワークの構築」、「大学団体等の役割」の4項目が並べられている。このうち「自己点検・評価」に関連しては、「学士課程教育を含め、大学教育の質の維持・向上、学位の水準の保証については、一義的には、それらを提供・授与する大学の責任においてなされる必要がある」と明言されているのである。

さらに本答申では、第2章から第4章にわたって9組の「具体的な改善方策」が提示されている。「将来像答申」の「取り組むべき施策」という表現が、本答申では「改善方策」とされていることに、まず気づく。しかも、これら9組の「具体的な改善方策」がすべて、「大学に期待される取組」と「国によって行われるべき支援・取組」の二項目から成り、「大学に…」の方をさきに示しながら掲げている。大学教育の質保証は、大学側の自主的自律的な取組と国が主体となる公的な質保証の仕組みとが、車の両輪のようにともに回転してこそ効果を発するという基本的スタンスへの軌道修正が、ここにはっきりと窺えよう。

なお、本稿の最初に記したように、本答申では問題

状況の切実さにかんがみ、「現実には大学の危機意識の低さや教員の意識改革の遅れ等の問題点が指摘されて」いて、「大学の自主性・自律性の尊重を謳う新たな教育基本法」に則るためにも、また、社会に対する説明責任からも、「質の保証に関する責任」を自覚して、自己点検・評価を充実させ徹底させてほしいと要望している。こうして、各大学の一義的な責任は、単に大学内に止まるのではなく、国に対しても社会に対しても果たすべきものと捉えられている。こうした視点の広がりも注目に値しよう。

他方、「学士課程答申」が「大学団体等の役割」を項目として掲げた点も重要である。大学教育の質保証という課題は、公的な質保証の仕組みのみでも、個々の大学が取り組む自主的な努力のみでも対応は不十分と考えられ、両者の協働はもとより、各種大学団体との協働も欠かせないものだからである。この点、本答申が「文部科学省において、日本学術会議に対し、大学教育の分野別質保証の在り方について審議依頼を行う」い、「今後、各分野の学位水準の向上など質保証の枠組みづくりに向けた取組が積極的に進むことを求めたい」と記していることを特記しておきたい。これは、大学団体との協働の面からばかりでなく、これまで機関別評価を中心に質保証を捉えてきた考え方に、専門分野別の教育課程編成のあり方の改善を通して大学教育の質保証を行う道を開くこととなったからである。

3. 総がかりで三重の好循環の確立を—「質的転換答申」

「学士課程答申」が示した大学教育の質保証の問題の捉え方を軌道修正する方向性は、「質的転換答申」によってさらに突き進められ、展開された。それは、この答申の表題「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学～」からも推測できるが、私見では、この問題に対する本答申の基本的スタンスは、次の本文に如実に反映されているように思われる。「大学関係者等は、学士課程教育の質的転換が「待ったなし」の課題であり、若者や学生、地域社会や産業界を含

め、社会全体にとって極めて切実な問題であることを改めて認識する必要がある」との一文である。端的に言えば、大学教育の質保証・向上の問題は、国や大学関係者に止まらず、社会総がかりで取り組むべき課題だと捉えられているのである。

この点をよく示しているのが、本答申の別添2「学士課程教育の質的転換への好循環の確立」と題された図であろう。この図の中央には、「学位授与方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」の三つの方針に支えられた大学が置かれ、この大学内での、高校教育と高等教育を通じた学びの質的転換を学生にもたすための望ましい好循環が描かれている。これは大学の内部質保証の仕組みを示すものであり、「主体的な学びの確立のための質を伴った学修時間の実質的な増加・確保⇔学位プログラムの確立と学修支援環境の充実⇔学修成果の把握⇔教員の教育力の向上⇔教育方法の改善と成績評価の厳格化⇔教育課程の体系化⇔主体的な…増加・確保」という、双方向の循環が例示されている。

しかし、この図をよく見ると、さらに二つの双方向の循環が書き込まれている。ひとつは、「大学⇔卒業生を社会に輩出、情報発信⇔社会のステークホルダー⇔信頼・支援⇔大学」と回る、保護者、企業、地方公共団体、NPO法人等の社会のステークホルダーと大学との間の循環であり、もうひとつは、「大学⇔国際通用性⇔海外⇔信用⇔大学」と回転する、海外を交えた国際通用性と大学との間の循環である。こうして、大学教育の質保証の問題が日本社会や国際社会と深く関わるばかりでなく、日本社会や国際社会もまた、大学教育の質保証を推進する要因として位置づけられているわけである。

こうした答申理解が適切であることは、本答申の結びに当たる「今後の具体的な改革方策」の章を見ると、いっそう明らかになる。学士課程教育の質的転換に向けて「速やかに取り組むことが求められる事項」が、主体となる大学の取組みに加えて、そうした取組みを支援する大学支援組織（大学団体、学協会、認証評価機関、日本学術会議等）、文部科学省等、地域社会・企業等それぞれに求められる事柄について、この

順番で書き分けられているのである。ちなみに地域社会・企業等については、「インターンシップ、社会体験活動等、学士課程教育への参画や学生に対する経済的支援の充実などの新たな連携・協力」「地域社会の核である大学との連携や積極的活用」「就職活動の早期化・長期化の是正」が例示されている。

このように、「大学教育の質保証は誰が行うのか」という疑問を軸に三つの答申を読み通してみると、国による質保証システムの再構築を軸にした施策⇒大学団体との協働を期待しつつも、「大学に期待される取組」と「国によって行われるべき支援・取組」とが同列に置かれた改善方策⇒大学の自主的で循環的な改革努力を中心に据えながら、大学支援組織や文部科学省等、それに地域社会・企業等がこの好循環を支援する改革方策、へと対応が広がっていることが分かる。大学教育の質保証を確立する問題は、各大学が第一義的な当事者として内部質保証に励むにしても、外部質保証は国の独占物ではなく、いわば社会総がかりで取り組むべき「待ったなし」の課題だとの認識が深まり、それに応じた方策が提示されるようになってきたと読み取れるのである。

II. 大学教育の保証すべき質と保証する仕組み

1. 質保証とは外圧なのか？

中教審答申が導くこうした質保証についての理解の深まりと、それに応じた改革方策の広がりに対して、大学関係者の中には、「そうした改革動向は外圧によるもの」と冷めた目を向けている人も少なくない。大学という組織は、中世ヨーロッパで自主自律を基本とする職能組合として誕生して以来、その後に国家の関与と監督の強化などの歴史の変遷があったにしても、この基本的性格は変わってないはずだ、とつぶやく声も聞かれる。

「待ったなし」の改革が期待通りに進捗しないのは、確かに「大学の危機意識の低さや教員の意識改革の遅れ等」という理由も大きいであろう。だが、大学教育の質保証に向けた施策や方策が、大学構成員自身による内発的で自発的な改革というより、外来のもので、いわば外圧によって強制的に進められているとの

思いや懸念、反発も根強いようだ。

現に、「質保証は、当初産業界で発達し、1980年代以降に高等教育に普及した概念で…欧州では、1970年代に高等教育の質保証制度の整備が始まり、1980年代にそれが加速された。…(中略)…1980年代が効率(efficiency)の時代であったとすれば、1990年代は質(quality)の時代であると言われ、世界の高等教育において質保証の枠組みがいつその発達を見た」(大場、2009、178～179頁)。その背景には「高等教育の大衆化や国際化の進展という新たな環境、圧力要因」(羽田、2009c、293頁)があり、具体的には、「高等教育の大衆化に伴う入学者の学力水準の低下、従来の質管理手法への疑念、説明責任要求の増大、業績と費用対効果の改善、国際化、競争的高等教育市場の形成など…高等教育を取り巻く環境の変化」があった(大場、同上)。だとすれば、日本の大学関係者から見ると、「質保証」という概念自体が二重の意味での外的要因といえる。この概念は、まず産業界から教育界へと波及し、次いで、欧州から日本へと持ち込まれたことになるからである。

一方、上述したように「将来像答申」は、大学教育の質保証への対応を、基本的には国による施策という枠組みで捉え、公的な「質保証のシステムの整備」という外的質保証重視の姿勢を明確にした。そこで問題なのは、こうした施策が、大学自身の自主的で自律的な改革を横においているように見受けられることに加えて、公的な枠組みに収まらない事例を見落していると思われるからである。「たとえば、シニア教授から若手教員に対する助言、学生のやる気(あるいはやる気のなさ)、学会活動を通じた大学人の評判」(杉本、2009、266頁)なども質の保証や評価に深く関わっており、これらも広い意味では内部質保証の一端を担っている。日本の大学関係者の「外圧」へのこだわりや反発の一因も、こうした自分たちの果たしている機能や働きが十分には評価されていないとの不満によると言えるであろう。

このように内的質保証と外的質保証との関連が十分には示されず、それも国の施策という枠組みで質保証を提示したことが、多くの大学関係者に「頭越し」と

か「お仕着せ」と感じられたとしても不思議はない。だからこそ、続く「学士課程答申」や「質的転換答申」で内部質保証と外部質保証とを関連づけ、前述の三つの方針が互いに連動して大学教育の質保証の中核を形成すると捉え直され、軌道修正されたのではなかったらうか。

この点、本年3月31日付で公表された高大接続システム改革会議の「最終報告」はじつに興味深い。高大接続システム改革を支える3本柱のひとつ、大学教育改革を実現するために学校教育法施行規則が改正されて、「三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表する」ことが義務づけられたことを強調しつつ、「三つの方針に基づく教学マネジメントの確立」を求めているからである。ようやくこの段階にまで深められてきたわけである。

2. 質保証はどういう仕組みで行うのか？

では、大学教育の質はどういう仕組みで「保証」されるのであろうか。

上述したように、大学を取り巻く環境の変化に対応して教育の質保証の枠組みが欧米を中心に発展したが、それは、一方では、「各国の高等教育制度にあらかじめ埋め込まれていた質保証の枠組みが…新たな環境、圧力要因で再編成を遂げつつあるもの」(羽田、2009c、293頁)であり、他方では、「従来の国による直接的な統制に変わるものとして機関の自律性を前提とする質保証制度の整備を促す」という形での展開であった(大場、2009、179頁)。

では、日本の場合の対応はどうであったか。「将来像答申」以降の展開を大雑把に整理してみると、少なくとも当初は、各大学の伝統と実践に埋め込まれていた内部質保証の枠組みを再編するよりは、公的な質保証システムに埋め込まれていた枠組みの整備に重点が置かれていた。そして、「事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保」という基本方針のもと、公的な質保証システムのうち設置認可と設置審査に関しては、「従来の国による直接的な統制」を高等教育の将来像に合わせ、また、事前規制を緩和するという政策の流れの中で、施策として再整備しようとするもので

あった。

他方、「自律性を前提とする質保証制度」としては、第三者機関による認証評価制度を樹立し、これを事後の評価と位置づけた。具体的には、大学設置基準等に定められた教育研究環境（教員組織、教育課程、施設設備など）が法令に照らして適っているかを評価するとともに、認証評価機関が独自に定めた基準に沿って評価するのであった。その場合、各種の認証評価機関が各大学の行う自己点検・評価を基にして、それぞれが掲げる建学の精神や教育精神、ミッションを軸に、その達成度を測るという仕組みで認証評価に望んだのは、大学の自主性と自律性を尊重し、それを前提としていたからであった。

とはいえ、各大学の行う自己点検・評価が、一定の成果を上げつつも必ずしも期待された水準に達していなかった例も少なくなかったとされる。既述の大学関係者の反発に加え、この種の自己点検・評価自体が多くの大学関係者には「お仕着せ」と感じられたという事情もあった。その上、認証評価そのものが、大学として求められる最低限の質の確認とされたことも影響は大きかった。「適合」との認証は最低限のレベルを満たしていることを認めたに過ぎず、その大学が持つ教育の質保証の仕組みが大学内で、また社会や世界との間で好循環を起こして、質の保証と向上に向け実質的に機能しているかどうかまでは、判定するものではなかった。各認証評価機関が、第二巡目の認証評価にあたって各大学の内部質保証の仕組みの点検を加えたのも、そうした状況を打開し、改善を図るものと言える。

その点、「機関の自律性を前提とする質保証制度の整備」も、さらなる実質化を進める途上にあると言える。これに関連して、高大接続システム会議の「最終報告」（2016年3月）が「認証評価制度の改革」という項目を設け、「今後は…最低限の質の確認のみならず、大学教育改革や大学入学者選抜改革、さらには改革後の大学の教育研究機能の高度化に、より積極的な役割を果たすものとするのが重要である」と明言するのは、時宜を得た提言である。内部質保証に関わって、例の三つの方針が「一貫性・整合性を持ち、

目標が具体化されたものとして策定されるとともに、実施状況の検証も踏まえて改善されているか」といった観点からの評価を求めているのも、大学教育の質保証という面からもきわめて大事な点である。

3. 保証すべき大学教育の質とは何？

これまで何の疑問もはさまず「大学教育の質保証」と言って来たが、そもそもこの「質」とは何を意味するのだろうか。日本ではその共通理解が出来上がっているのだろうか。

本稿第1章では、大学教育の質保証を確立する問題は、各大学が第一義的な当事者として内部質保証に励むもので、この大学の自主的で循環的な改革努力を中心に据えながら、大学支援団体や文部科学省等、それに地域社会・企業等がこの改革を支援するという三重の循環を描く構図になっており、いわば社会総がかりで取り組むべき課題であることを説明した。この観点から言えば、ここでの「質」とは、各大学の自主的で自律的な改革サイクルに基づいて保証される教育の質だということになる。しかし、事はそれほど単純ではない。国は設置基準や設置審査を通して、認証評価機関は認証評価を通して、地域社会や企業は大学の入学者の資質や卒業生の資質への期待や評価を通して、また、学界を含む大学団体も学問水準の維持向上を通して、大学教育の質と関わっているからである。

たとえば昨今、声高に叫ばれるグローバル人材の育成についても、それを「実用主義的、あるいは新自由主義的」に解釈して「グローバル市場で活躍する人材の育成に主眼を置く」要望もあれば、「経済的、政治的、法的、あるいは文化的な不公正に対し、情緒的、そして能動的な関わりを求める社会正義」の立場から求める声もある（北山、2014、25頁）。また、大学進学率が50%を超えた現在、大学をよりよい企業に就職するためのパスポートとみなし、そうした面での就職率を大学評価の大事な基準にする見方もあれば、学問研究を通して身につくアカデミックな能力の育成や教養教育こそ大学の使命とする見方も根強い。

ただし、いずれの場合も、新しい産業革命の到来と見通しのきかない時代に突入したとの時代認識のも

と、「主体的に問題を発見し解を見出していく能動的学修」を通して、「生涯学び続ける力、主体的に考える力、未知の時代を切り拓く力を育成する」大学への質的転換の必要性（「質的転換答申」）は、多くが賛意を示すところである。

こうした問題状況の解決にひとつの方向性を示すものが、日本学術会議が作成を進めている「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」であろう。同会議は文科省からの依頼を受け、自らが擁する30もの学問的専門分野のうち、すでに20を超える分野で参照基準を作成している。その内容や使用法などの詳細については、本特集の関連記事を参照していただくとして、ここでは、次の5点のみ指摘しておきたい。

第一に、この参照基準は、教員が「何を教えるか」より、授業等を通して学生が「何ができるようになるか」という教育観の転換を土台にしていること。

第二に、そうした教育観の転換を支える「学位授与方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」の三つの方針のうち、専門分野別の教育課程の編成こそ大学教育の質に直結するものと捉えていること。ただし、それを軸としつつも三つの方針を密に関連づけようとしており、とりわけ学士課程での教養教育や市民教育、また社会生活や職業生活との関連も勘案された参照基準の作成が期待されていること。

第三に、参照基準が示す教育課程は、カリキュラムづくりや時間割編成を超えて、学修内容の体系化、教育方法や学修成果の把握などをも意味しており、「学士課程答申」が描く大学の「学士課程教育の質的転換への好循環」を導く役割が期待されているものであること。

したがって第四に、これまでの認証評価が基本的に機関別評価であったのに対し、この参照基準の試みは、専門分野別に質保証を担保するという、これまで必要でありながら手の届かなかったところに目を向け、日本の大学の実態にいっそう近い形で質保証を行う可能性を開いたこと。

こうして、この作成作業は、大学教育の質保証に関して大学団体の協働を得る実例としての意義をもつ。

ただし機関別認証評価と、この専門分野別評価をどう関わらせていくかは、早急に方向性を示すべき課題である。

むすび

日本の大学教育の質保証の進展具合を調べるためには、本稿が素描した事柄に止まらず、まだまだ検討すべき項目は多い。たとえば、「将来像答申」がすでに指摘していた「学生の質、教員の質、研究者の質、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式等」がすぐに思い浮かぶし、高等学校教育改革・大学教育改革・大学入学者選抜改革の三つを一体的に進めようとしている高大接続システム改革、さらには、教育情報や財務情報などの公開をも含む大学のガバナンス改革との関連も見落とせない。また、公的な質保証システムを構成する設置認可や設置審査、および認証評価機関による評価が構想として、また実態としてどのような展開を遂げているのかも調査する必要があるだろう（たとえば、大学分科会「認証評価制度の充実に向けて（審議のまとめ）」2016年3月18日を参照）。

さらに、大学の「自律性を前提とする質保証制度の整備」との関連では、内部監査や監事監査の役割にも目を向ける必要がある。とりわけ監事監査は、2004年の私立学校法の改正により学校法人全体の業務監査が第一の務めとされ、教学監査もその守備範囲に入るとされた。その法人の掲げる目的・ミッションが、三つの方針などに具体的に示され、教学に関する業務においてどう達成されているか、教育研究にあってPDCA（計画⇒執行⇒評価⇒改善⇒計画）の循環プロセスが適切に機能しているか、なども監査項目なのである。監事の任務は、法人の管理と運営の監査、また会計監査が主なものとされるが一般的であるが、ここにも検討すべき課題があるようである。今後の調査研究に期待したい。

【引用・参考文献】

大場 淳「フランスにおける高等教育の質保証」（第7章）羽田貴史他編著『高等教育質保証の国際比較』東信堂、2009年、177-195頁。

北山夕華『英国のシティズンシップ教育』早稲田大学出版部、2014年。

高大接続システム改革会議「高大接続システム改革会議『最終報告』」2016年3月31日。

杉本和弘「オーストラリアにおける質保証システムの構築と展開」(第11章)羽田貴史他編著『高等教育質保証の国際比較』東信堂、2009年、265-292頁。

大学基準協会『専門分野別評価システムの構築—学位の質保証からみた専門分野別評価のあるべき方向性について—』(平成19年度文部科学省大学評価研究委託事業)、2008年3月。

大学評価・学位授与機構『大学の質保証力向上のための理論と実践』2012年3月。

大学評価・学位授与機構『グローバル時代における新しい質保証—国際機関の取り組みから見える「機能」とは』(大学評価フォーラム報告書)、2012年3月。

中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像(答申)」2005年1月28日。

中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(答

申)」2008年12月24日。

中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」2012年8月28日。

中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて(審議のまとめ)」2016年3月18日。

日本学術会議「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」2010年7月22日。

羽田貴史「質保証に関する状況と課題」(序章=a)羽田貴史他編著『高等教育質保証の国際比較』東信堂、2009年、3-19頁。

羽田貴史「日本における高等教育の質保証の歴史と課題」(第1章=b)羽田貴史他編著『高等教育質保証の国際比較』東信堂、2009年、21-57頁。

羽田貴史「質保証の現状と課題」(終章=c)羽田貴史他編著『高等教育質保証の国際比較』東信堂、2009年、293-298頁。

文部科学省高等教育局『日本の大学の質保証システム参考資料』2009年8月。